

中国四国農政局本局交渉（全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年12月2日（木） 17：45～18：00（15分）

2. 場 所：中国四国農政局第9会議室

3. 出席者：

中国四国農政局	松元 清孝	総務部長
同	千秋 隆	総務部次長
同	大谷 義行	人事課長
同	吉本 春夫	人事課課長補佐
同	高木 節夫	人事課管理官
同	富永 賢	人事課管理係長
岡山分会	原田 英司	委員長
同	竹田 一史	書記長
同	大塚 貴	財政部長
同	大内 章司	執行委員
同	光井 一真	執行委員
同	西小森 清治	執行委員

4. 議 題： 全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

○大谷人事課長

人事課長の大谷でございます。よろしくお願い致します。

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林中国四国地方本部岡山分会から提出されました要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、中国四国農政局長あて要求書、1の「超過勤務縮減について」としまして、2, 3の事項につきましては、管理運営事項に該当することから、要望事項として承るとの整理をいたしましたので、それを前提として交渉を開始します。

○原田委員長：

分会委員長の原田と申します。よろしくお願い致します。

それでは、要求書を提出させていただきます。

お手元にお渡ししました要求書ですが、この要求書につきましては、私たち組合員の切実な要求として取りまとめたものであります。解決に向けた取り組みをしていただきますよう、お願いしたいと思っております。

予備交渉において交渉の対象となりました内容については、書記長から説明をいたしますが、要望事項として整理をされております、2及び3の事項である組織再編後の実施体制ならびに人事異動関連についても、私たちにとっては非常に大きな課題であると認識しております。多くの組合員が将来展望に不安を抱えている現状のなかでモチベーションの低下は必然であると言わざるを得ません。

今後、具体的な検討がなされると思っておりますが、組合員の職場、業務に対する意識が低下しないよう特段の努力を併せてお願いしたいと思っております。

それでは、要求内容について、書記長から説明致します。

○竹田書記長：

分会書記長の竹田と申します。よろしくお願い致します。内容については、私から説明させていただきます。

提出させていただきました要求書ですが、私たち組合員が働きやすい職場を作ろうとの願いから、切実かつ喫緊の課題として3つの要求に取りまとめております。しかし、要求書2の組織再編後の実施体制について及び要求書3のブロック間人員調整による異動については、管理運営事項であることから、交渉事項ではなく要望として受理していただきますが、私たちの切実な要求であることをご理解のうえ、今後も要求実現のため努力いただきますようお願い致します。

要求書1の超過勤務についてですが、農政局では、戸別所得補償制度モデル対策などの新たな業務や国営事業関係の業務などにおいて、当たり前のように超過勤務が行われております。この問題は、長年続く課題であり、私たちは超過勤務に対する管理職の意識が低いと言わざるを得ないと考えており、管理職員の意識次第では

解決できるものも多数あると思っております。要求に掲げてありますとおり、計画的な業務運営のもと、適切に命令行為を行い実効性のある対策に積極的に取り組んでいただき、超過勤務の縮減が図られるようお願い致します。

以上、要求項目の説明とさせていただきます。ご回答よろしくようお願い致します。

○松元総務部長：

総務部長の松元でございます。よろしくお願い致します。

ただいま提出のありました10全農林中四国岡山要求第1号について、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えております。

それでは、要求書のうち、交渉対象事項以外の事項については、ご要望として賜ることとし、交渉対象事項となった事項について回答させていただきたいと思っております。

超過勤務の縮減を図ることについては、従来から中国四国農政局の重要課題の一つとして取り組んでいるところでございます。

具体的には、「中国四国農政局における労働時間短縮対策について」及び「中国四国農政局における労働時間短縮対策の強化について」により重点的な対策を講じ、定時退庁日の水曜日、金曜日には庁内放送による啓発、管理職による巡回指導を行うなど、退庁しやすい環境づくりに努めているとともに、局議で、各課、各事務所等の超過勤務の状況を報告するなど、超過勤務縮減について指導を行っているところです。

また、各管理職は、人事評価の業績評価の目標として、超過勤務縮減の具体的な目標を設定しており、その目標に向かい、業務の効率化を図る等、結果を出すべくこれまで以上に努力しているところです。

農政局本局における平成22年4月から10月までの平均超過勤務時間を見ると、前年度同時期と比較して、わずかではありますが減少傾向にあり、超過勤務の縮減が図られているところです。しかしながら、国営事業地区の計画変更（岡山南部地区）や新規着工（南周防地区）に向けた作業等で、超過勤務が昨年度より増加傾向の部署もあり、また、今年度からの新規業務である戸別所得補償制度モデル対策についても、支払い事務を11月から開始したこと等により、今後、業務量が増大することも想定されますので、超過勤務を命ずる場合には、事前命令の徹底を図るとともに、必要に応じて業務分担の見直しや応援体制等を検討しながら、特定の者に業務が集中したり超過勤務が極端に増えることがないように対応していく考えです。

なお、中国四国農政局独自の取り組みとして、12月を超過勤務縮減月間に設定し、超過勤務の縮減に努めることとします。期間中は、各部（室）長が毎日巡回し、定時退庁の指導を行うことや、定時退庁日には管理職員が業務遂行状況等の確認を行ったうえで、最後に退庁するなど、更なる超過勤務の縮減に取り組むこととしています。また、未だに長期・長時間勤務者等の抜本的解消に至っていないところから、長時間（31時間以上）が長期間継続している職員については、超過勤務の縮減とともに、身体及び精神的な健康について指導することとしています。更に、各

部（室）においても11月中に超過勤務縮減対策委員会を開催し、超過勤務の状況を検証しながら、それぞれの実態に合わせた超過勤務縮減対策を行うこととしております。

超過勤務の縮減については、管理職の意識と意欲で改善できる点が多いと考えていますので、管理者には、超過勤務を命じる際には常日頃その業務の緊急性等を精査し、職員の健康管理にも十分配慮し、不要不急の超過勤務を防止するなどの適切な対応を行うよう指導することは勿論のことですが、職員の意識改革も重要と考えていますので、職員の皆さんのご協力を得ながら、引き続き超過勤務縮減に向けて指導を徹底して参りたいと思います。

以上、私からの回答とさせていただきます。

○原田委員長：

先ほど総務部長の方から、超過勤務の現状と縮減方策について説明いただくなかで、今後ともご努力いただけることを確認させていただきました。当分会としては本説明をもって要求第1号の回答としてお受けしたいと思っております。

なお、超過勤務の縮減につきまして減少傾向にあるとのことですが、今以上に業務運営等について目配りしていただき、各職場実態にあわせた超過勤務の縮減方策について今後とも検討ならびに改善を行い、特定の課、係及び個人に業務が集中しないよう配慮していただきたいと思います。

私たちとしても意識改革というものを一層図っていくことが重要であると考えております。

最後になりますが、要望事項について明らかになりましたら組合員へ丁寧に説明していただくことをお願いしたいと思います。

(終了)

10全農林中四国岡山要求第1号

2010年12月2日

中国四国農政局長

勝山 達郎 殿

全農林労働組合中国四国地方本部
岡山分会委員長 原田 英司



要 求 書

私たちは、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。
これらの要求事項は、私たちの切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれましては、要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

- 1 中国四国農政局の新規業務及び国営事業地区の計画変更や新規着工に向けた業務等において、業務量が増大し超過勤務が増加傾向にある。超過勤務については、計画的な業務運営のもと、適切に命令行為を行い、今後も、積極的に超過勤務縮減対策に取り組み、超過勤務の縮減を図ること。
- 2 組織再編後の実施体制について、早急に具体的な体制や人事配置を示すこと。また、業務量と人員配置については十分に検討すること。
- 3 ブロック間人員調整による異動については、本人の希望を尊重し、理解と納得のうえに進めること。

以上